

令和4年4月28日
国土交通省住宅局木造住宅振興室

令和4年度サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）及び
優良木造建築物等整備推進事業に関するお知らせ

平素より、住宅・建築行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年度サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）及び優良木造建築物等整備推進事業については、募集要領において、両事業を併用することが可能である旨示しているところですが、令和3年度サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）において既に採択されたものであっても未着工^{※1}のプロジェクトであれば、優良木造建築物等整備推進事業をご活用いただける場合^{※2}がありますので、プロジェクトを進める上での参考としてください。

※1：プロジェクトの工事着工が未だであり、優良木造建築物等整備推進事業の採択・補助金交付決定後になされるもの。

※2：階（フロア）や一定のエリア・区画などで、優良木造建築物等整備推進事業の補助の対象となる部分とサステナブル建築物等先導事業（木造先導型）の補助の対象となる部分を明確に切り分けられる場合を想定しています。この場合、サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）の補助の対象となる部分については、同事業の採択通知の別添において掲げた要件を引き続き満たしていただくことが必要です。

【問合せ先】

国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室
電話 03-5253-8111（内線 39-413,39-455）